

○財務省告示第七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年十二月七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第三百三十回及び第三百三十四回）、利付国庫債券（三十年）（第六回、第二十四回、第二十五回、第二十七回、第二十八回、第二十九回、第三十回、第三十一回、第三十二回、第三十三回、第三十六回、第三十七回、第三十八回及び第四十回）及び利付国庫債券（四十年）（第五回、第六回及び第七回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の	各申込みのうち利回り格差の小

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・四%	平成二十五年九月二十日	二百三十六億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・五%	平成二十五年九月二十日	四十億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・五%	平成二十九年四月二十九日	三十億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・三%	平成二十九年四月二十八日	二十五億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・五%	平成二十九年四月二十八日	六十億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	二・四%	平成三十一年四月十三日	六百六十二億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	一・八%	平成三十一年四月二十四日	二十九億円
（利付二十年庫債券） （第三十回）	一・八%	平成三十一年九月二十三日	五十億円

（別表）

十八 元利金支
十九 払場所
十九 入札参加者
二十 払込期日

十二月三日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該日本銀行（単利回り）とする。

財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年十二月七日

（利付第四十七回） （国庫債券）	（利付第四十六回） （国庫債券）	（利付第四十五回） （国庫債券）	（利付第四十四回） （国庫債券）	（利付第四十三回） （国庫債券）	（利付第四十二回） （国庫債券）	（利付第四十一回） （国庫債券）	（利付第四十回） （国庫債券）	（利付第三十九回） （国庫債券）	（利付第三十八回） （国庫債券）	（利付第三十七回） （国庫債券）
一・七%	一・九%	二・〇%	一・八%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・〇%	二・三%	二・二%	二・三%
日年平三成 月六二十六	日年平三成 月六二十五	日年平三成 月六二十四	日年平九成 月五二十五	日年平三成 月五二十五	日年平九成 月五二十四	日年平三成 月五二十四	日年平九成 月五二十二	日年平三成 月五二十二	日年平九成 月五二十一	日年平三成 月五二十一
四十二億円	二十三億円	円百三十五億	百九十億円	三百五億円	三十六億円	七億七千三百四十円	四十六億円	三百九億円	三億三百三十七円	二百五億円